

第26期東京都自然環境保全審議会
第4回温泉部会
速 記 録

令和6年12月18日（水）午後2時00分～
都庁第二本庁舎31階特別会議室23

○神山計画課長 それでは、定刻になりましたので、第4回「温泉部会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、対面とウェブの併用での開催といたします。

板寺委員がウェブで御参加いただいております。

画面で映させていただいておりますが、よろしくお願いいたします。

ということで、初めに、ウェブ関係の確認をさせていただきます。

通信上、何か不具合がありましたら、事務局に御連絡をお願いいたします。

ウェブで御参加の板寺委員につきましては、会議中は常にミュートの状態にさせていただくよう、お願いいたします。

御発言になる際に、ZOOMの挙手機能を使用してお知らせください。部会長のほうで指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。

次に、定足数について御報告いたします。

本日は、木川田委員が欠席の御予定でございます。

また、所用で安川委員が遅れていらっしゃるようになりますが、所属する委員7名中5名の方に御出席いただいておりますので、規定上、会議は成立しております。

本日は4件の審議を予定しており、会議時間は3時間弱を見込んでおります。議論や御質問の状況によっては時間が前後する可能性もありますので、御了承ください。

また、本日は、傍聴の申出はありませんでしたので、お知らせいたします。

それでは、早速ですが、会議の進行につきましては、益子部会長にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○益子部会長 承知しました。

それでは、第4回温泉部会を開催いたします。

本日の議事の流れについて御説明いたします。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり、諮問第492号「羽村市羽の温泉動力の装置について」。

諮問第493号「中野区若宮の温泉動力の装置について」。

諮問第494号「中野区中野の温泉動力の装置について」。

諮問第495号「大島町元町の温泉掘削について」の4件でございます。

審議の方法については、まず、事業の概要について、事務局から簡単に説明いただきます。

続いて、事業者の方に入室していただき、事業の詳細内容について御説明していただいた上で、事業者の方との質疑応答を行います。

そして、事業者の方に退室していただいた後、委員間での意見交換を行います。

次に、許可基準の適合状況について事務局から説明いただき、委員間での意見交換を行います。

最後に、本審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得るといった流れにさせていただきます。

それでは、まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

資料１は第26期東京都自然環境保全審議会 温泉部会委員名簿でございます。

資料２－１が、諮問第492号の概要版。

資料２－２が、事業者用資料。

資料２－３が、許可基準の適合状況。

資料３－１が、諮問第493号の概要版。

資料３－２が、事業者用資料。

資料３－３が、許可基準の適合状況。

資料４－１が、諮問第494号の概要版。

資料４－２が、事業者用資料。

資料４－３が、許可基準の適合状況。

資料５－１が、諮問第495号の概要版。

資料５－２が、事業者用資料。

資料５－３が、許可基準の適合状況でございます。

また、各事業者用資料には、委員限りとしまして、補足資料がございます。

その他、参考資料１～４を配付しております。

また、資料４－２の補足資料の追加としまして、１枚追加のものをお配りしております。

資料はお手元にそろっていますでしょうか。ない場合には、お知らせをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、資料等の取扱いについて、事務局より御提案がございます。

各審議案件の事業者用資料の後半にあります補足資料は、掘削計画や利用計画をはじめとする事業者の競争上または事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を含んでいることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。

したがいまして、補足資料につきましては、一式非公開とし、部会後は処分していただきますよう、お願いいたします。

また、当該非公開資料に係る審議及び議事録についても非公開とさせていただきたいと存じます。

○益子部会長　ただいま事務局から資料、審議及び議事録の取扱いについて提案がございましたが、いかがいたしましょうか。

特に異論はないようですので、資料、審議及び議事録の取扱いは、事務局案どおりということでもよろしくをお願いいたします。

資料の確認は以上です。

それでは、ただいまから諮問第492号、羽村市羽の温泉動力の装置について審議を行います。

事務局より申請の概要を説明してください。

○大久保水環境課長　資料の御説明の前に、本案件の経緯について御説明いたします。

本案件については、同様の案件名、掘削地点において、令和5年1月12日付で温泉動力の装置許可がなされておりました。

許可期限は令和7年1月11日ですが、許可期限内の工事完了が見込めないことから、事業者から温泉掘削工事廃止届が提出されたことを受けまして、東京都において、令和6年10月7日に受理、温泉動力装置の許可が失効されました。

そして、このたび再度申請がなされたものでございます。

それでは、お手元の資料に基づき、まず、概要について、私から御説明させていただきます。その後、申請者から事業の説明をしていただきます。

資料2-1を御覧ください。

申請者は、西多摩衛生組合。

目的は、既存の温浴施設の浴槽に供給すること。

申請地は、羽村市羽地内。

地目は、山林です。

当温泉の掘削につきましては、令和3年2月1日付で許可され、掘削工事は令和4年6月

21日に完了しております。

「温泉の現況」としましては、深さ1,800メートル。

静水位が、GLマイナス71.4メートル。

動水位は、連続揚湯試験実施時に、GLマイナス303.8メートル。

泉温は、36.3度。

泉質名は、アルカリ性単純温泉です。

「申請する動力」は出力13キロワット。

吐出口断面積は、19.63平方センチメートル。

吐出量は、毎分104リットルです。

「揚湯量」は、日量98.2立方メートルとなっております。

続いて「申請地周辺の状況等」でございますが、土地は申請者所有の土地。

周辺の概況としては、既存温浴施設、フレッシュランド西多摩が隣接し、清掃工場から北に約100メートル、敷地周辺に住宅や学校等が存在します。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料2-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

既存源泉はございません。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸もございません。

湧水もございません。

本申請の許可に影響する他の法令等も特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、動力の設置後、温泉採取許可申請がなされる予定です。

本申請の概要について、私からの説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○益子部会長 続きまして、事業者の方から資料2-2について御説明していただきます。

事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 まず、本件は、2年前に許可を受けている案件となります。前回の申請時から変更されている部分を中心にお話しいただければと思います。

公開部分の資料について、変更箇所があれば、その点を御説明ください。

なければ、非公開資料の説明に移りたいと思います。

事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 自己紹介はよろしいですか。

○益子部会長 では、簡単に。

○事業者 今回申請させていただきますポンプの設置をはじめ、温泉開発関連の業務を担当させていただいております、西多摩衛生組合のAと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく、温泉関連の設備を担当しております、西多摩衛生組合のBでございます。

○事業者 Bです。

よろしくお願いいたします。

○事業者 そして、今回設置させていただく予定のポンプの選定から揚湯設備関連の設計コンサルをお願いしております、C様でございます。

○事業者 よろしくお願ひします。

○事業者 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○益子部会長 時間も限られておりますので、要領よく御説明をお願いいたします。

○事業者 最初に、温泉部会長様より御指摘がございました前回申請の箇所と変更については、ほとんど変更はございません。前回と同様でございます。

経緯からでよろしくお願ひします。

○事業者 それでは、温泉動力の設置許可を再申請する理由について御説明いたします。

○益子部会長

事業者の方は、補足資料について、再申請に至った経緯、前回からの変更箇所について御説明ください。

ここから非公開になりますので、よろしくお願いいたします。

(非公開資料説明、質疑略)

○益子部会長

それでは、続きまして、許可基準の適合状況について、事務局から御説明していただきます。

よろしくお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準の適合状況を御説明させていただきます。

資料２－３を御覧ください。

温泉法第４条に、温泉動力の装置許可の基準としまして「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」。

「公益を害するおそれがないこと」等が規定されております。

東京都では、これらについて、本表の①～③について適合状況を審査しております。

まず、①についてです。

本件の井戸深度は1,800メートルであり、500メートルを超えるため、既存源泉との距離が1,000メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は1,000メートルを超えておりまして、基準を満たしています。

次に、②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、19.63平方センチメートル。

揚湯量の基準が日量150立方メートル以下のところ、日量98.2立方メートルとなっており、共に基準を満たしております。

なお、前回の許可揚湯量は98.5立方メートルですが、温泉利用計画の変更等に伴い、申請揚湯量は前回よりも若干減少しております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺１キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については、周辺１キロメートル以内に湧水等はありません。

なお、当申請につきまして、瑞穂町から、防災用井戸、事業用井戸があることから、水質による影響が出ないことを望みますとの意見がございました。

温泉の取水層と当該井戸の取水層は異なりますので、問題ないと考えられます。

諮問第492号、羽村市羽の温泉動力の装置に関する許可基準の適合状況についての御説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○益子部会長 それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○窪田委員 今、一番下の行で「水質に影響が出ないことを望む」という御意見が町から出ておりますが、水質につきましては、温泉分析法による10年に1回ですね。

○大久保水環境課長 そうですね。10年に一度です。

○窪田委員 今回のモニタリング項目には水質に関わる化学成分分析は含まれていない状況ですが、10年に1回でよいかどうか、町からの懸念対応としては問題ないでしょうか。

○益子部会長 都のほうで何かございますか。

温泉の10年に1回の分析は、防災とかそういったことではなくて、あくまで利用者向けという要素が強いので、それではなくて、他に義務づけることはないのです。

その点が少し問題。

○窪田委員 町が心配されている水質とは、どのぐらいのものを指しているのか、この表現では判断がつかなかったという意味です。

○益子部会長 分かりました。

おっしゃるとおりで、防災用ですとあまり関係ないでしょうが、事業用ですと、どのような事業に使っているのかによっては、水質に影響が出てくるとは思いますから、そこはいかがでしょうか。

○大久保水環境課長 近隣の井戸の状況なのですが、今回の申請は1,800メートルという深度ですが、瑞穂町で一番深い井戸が450メートルであることを確認しておりまして、これも今回の申請地から1.2キロほど離れた場所でございますので、基本的に帯水層という点では、大きく重複するところはないのではないかと事務局では考えてございます。

○益子部会長 基本的には、冒頭の資料2-1の2ページ目の右上の図「周囲1km付近の様子」の中には、湧水、井戸がないという状況ですね。

ただ、そこから離れるけれども、羽村市さんでは、このような井戸があるので、どうなのだろうというお話のようでございます。

ただ今、課長から御発言があったように、今回の井戸の深さは1,800メートルで、取水深度はかなり深いと思いました。それに対して、水井戸の深さはどれくらいでしょうか。

○大久保水環境課長 瑞穂町では一番深いところで450メートルです。

一方で、本申請の取水深度につきましては、1,349～1,789メートルということで資料を頂いております。

○益子部会長 基本的には、水質の影響が出るような可能性は極めて少ないと思います。

ただ、これは事業者がモニタリングをするほどの内容ではないように思うのです。

これは、羽村市の所有の井戸ですか。

○大久保水環境課長 瑞穂町のほうです。

○益子部会長

瑞穂町のほうで試験をしているのであれば、それを参考にするということで良いのでしょうか、特に水井戸に関しては、温泉事業者が他者を分析するのは権利関係上なかなか難しいところがありますね。

○安川委員 そういうことでしたら、今回申請のあった動力のモニタリングの一環で、先ほど長期的な水位や温度と言っていましたが、それにプラスして、できれば電気伝導度や化学成分を調べるようなことを、10年に1回ではなく、月に1回か最低でも年に1回やっていたいてはいかがでしょうか。瑞穂町からの要望にも応えるという意味で、「少なくともこの井戸の周りは変わっていませんよということを確認してください」と付け加えてはいかがでしょうか。

○益子部会長 分かりました。

瑞穂町からの心配の声が出ていることに対して、今回、事業者のほうでどう答えるかということになりますが、この部会としても、それなりの対応をしていただきたいということはあるかと思います。

ただ、もちろंदという井戸かによって、事業者がいきなり行って何かをするというのは無理なので、そこはちゃんと瑞穂町さんとの間でしっかりと協力関係を持ってやっていただかないといけないかと思いますが、そういうことも附帯意見として出していいのかなと感じました。強制力はないと思いますが。

○大久保水環境課長 意見としてお伝えしたいと思います。

○益子部会長 ほかにいかがでしょうか。

○布山委員 モニタリングでpHも測定してもらいたいと思います。

9.2は、結構アルカリが強い井戸なので。

○益子部会長 温泉井戸のほうですね。

でも、1キロ離れてその泉質なのは、少し考えにくいところではありますが、pHも含めて、定期的に測定するのはあり得るのかなと思います。

それほど頻繁ではなくても結構なので。

○布山委員 成分的にはかなり薄いものだと思います。

○益子部会長 そうですね。

○布山委員 成分の分析となると、お金が結構かかってくる。

○安川委員 そうですね。分析までは。

○布山委員 その辺までは望めないのかなという気がするのです。

○安川委員 電気伝導度やpH。

○布山委員 そうですね。

電気伝導度、pHぐらいでは実施していただきたいと思います。

○益子部会長 でも、おそらく、電気伝導度は本当に水と変わらない程度の話なので、それほど地下水と差がないかもしれませんが、今言ったように、pH、電気伝導度といったところをやってもらうということでしょうね。

また、事業用の井戸ということで、水井戸か何かで、上水道に使っているのなら、おそらく、上水道水源の水質基準に関連した分析は相当行われるはずなので、それも参考にさせていただければと思います。

事業者がカバーする点と、瑞穂町さん自らが管理する点と、別問題として対応していただければよいかと思います。

○窪田委員 瑞穂町が毎回このコメントを出しているのかどうか、瑞穂町の周辺で今回の事業者だけ負荷が高くなる可能性があるため、公平性の観点からは、過去の対応状況を念のため調べていただけるとよいかと思います。

○大久保水環境課長 ありがとうございます。

きちんと調べてから対応いたします。

○益子部会長 よろしくをお願いします。

○窪田委員 毎回記載いただいている可能性もあるので。

○益子部会長 書いておかないと心配だということもあるかもしれませんので、そこはお調べいただいて、適切な対応をいたしましょう。

要するに、公平性を欠くような指導ではなくて、あくまで公平性に配慮した内容とするということです。

ほかはいかがですか。

なければ、よろしいでしょうか。

そういたしましたら、一応、これに関しましては、許可相当ということで審議会に諮ることを承認したいと思います。

許可相当ですが、附帯事項としましては、モニタリングに尽きる形です。要するに、当該

源泉のモニタリング。

それから、瑞穂町については、公平性を担保する形でしっかりと状況を確認した上で、必要だと判断すれば、瑞穂町に対してもそれなりの対応をしてくださいという附帯意見をつけるという内容でいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○益子部会長 では、そのような形にさせていただきます。

ありがとうございました。

では、次に参ります。

次に、諮問第493号、中野区若宮の温泉動力の装置について審議を行います。

事務局より申請の概要を説明していただきます。

よろしくお願いします。

○大久保水環境課長 それでは、続きまして、資料3-1を御覧ください。

申請者は、株式会社トレジャー。

目的は、公衆浴場の浴用に供給すること。

申請地は、中野区若宮地内。

地目は宅地で、申請地は既存の公衆浴場敷地内となっております。

なお、当施設では、平成2年に建物改築時に井戸を掘削し、公衆浴場の営業を開始しています。

その後、平成5年10月にリニューアル工事を行っています。

そして、今年度に入りまして、水質分析をしたところ、温泉であることが判明したため、温泉動力の装置の申請がなされたものでございます。

「温泉の現況」としましては、深さが76メートル。

静水位が、GLマイナス13.36メートル。

動水位は、連続揚湯試験実施時にGL14.75メートルでございます。

泉温は、19.2度。

泉質名はございません。メタけい酸の項により、温泉に適合しています。

「申請する動力」は、出力3.7キロワット

吐出口断面積は、19.625平方センチメートル。

吐出量が、毎分290リットルです。

揚湯量は、日量82.66立方メートルとなっております。

続いて「申請地周辺の状況等」でございますが、土地は、申請者所有の土地。

周辺の概況としては、西武新宿線野方駅から西に約500メートルであり、周辺は住宅等が立地しています。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料3-1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

申請地周辺に既存源泉はありません。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

湧水もございません。

本申請の許可に影響する他の法令も、特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、可燃性天然ガス濃度の測定を実施済みで、基準値以下でございました。

本申請の概要について、説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございました。

事業者の方に入ってください前に、少し確認させてください。

この事業者の方は、平成2年に増改築して、公衆浴場の営業を開始したということで、石田委員、これは公衆浴場組合に入っていらっしゃるのですか。

○石田委員 入っています。

○益子部会長 平成2年から開始ということですか。

○石田委員 いいえ。改装です。

○益子部会長 改装ですね。前からですね。

○石田委員 そうです。

○益子部会長 分かりました。新しく公衆浴場を、でしょうか。

○石田委員 それはないです。

○益子部会長 分かりました。了解いたしました。

では、続きまして、事業者の方から資料3-2について御説明していただきますので、事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 それでは、御説明いただきますが、まず、事業者説明として、公開部分であ

る資料1を5分程度、それから、非公開部分の補足資料として7分程度で、12分程度でしょうか。御説明をお願いいたします。

自己紹介も簡単で結構でございます。

○事業者 中野区若宮で銭湯を営んでおります、Aと申します。よろしくお願いします。

○事業者 昨年、リニューアルをお手伝いさせていただきました、Bと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 今回の揚湯試験を行いました、Cと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 それでは、資料を御説明させていただきます。

動力装置設置地点は、中野区若宮3丁目なのですが、銭湯をずっと営んでおりまして、平成3年に掘った井戸をずっと使用しております。

半径1,000メートル以内に温泉施設は特にございません。

2ページ目。

「掘削中の周辺状況」は、平成3年に掘削済みでございます。

「3. モニタリング計画」。

揚湯量は、量水器（接線流羽根車直読式水道メーター）読み取りによります。月1回の予定です。

地下水位は、深井戸用水位測定器によりまして、年2回測定の予定です。

温度は、温度計によります。年2回測定の予定です。

3ページ目、温泉分析表。

温泉分析表の内容は、ここに書いてあるとおりで、主にメタけい酸による温泉となっております。

4ページ目「可燃性天然ガス測定結果報告書」。

可燃性天然ガスは測定されておられません。

以上であります。

○益子部会長 ありがとうございました。

それでは、次に、資料3の補足資料としての御説明を、ここから非公開になりますので、よろしくお願いいたします。

（非公開資料説明、質疑略）

○益子部会長

では、この後、許可基準の適合状況について説明していただきますので、ここからはまた公開ということになります。よろしくお願いいたします。

では、大久保課長。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を説明させていただきます。

資料3-3を御覧ください。

まず、①についてです。

本件の井戸深度は76メートルであり、200メートル以下でございます。

このため、既存源泉との距離が200メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は200メートルを超えておりまして、基準を満たしております。

次に、②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、19.625平方センチメートル。

揚水量の基準が日量150立方メートル以下のところ、日量82.66立方メートルとなっており、共に基準を満たしております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水については、周辺1キロメートル以内にはございません。

なお、当申請につきまして、中野区からは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に則った対応を望む」との意見がございました。

杉並区からは「地下水の涵養等の点から温泉水の揚水量について配慮願いたい」との意見がございまして、事業者にもお伝えして、了解しております。

諮問第493号、中野区若宮の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況についての説明は以上でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

1点、事務局に確認ですが、中野区の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に

則った対応」とは、私ども委員はどのような対応なのか、今すぐには分からないので、補足説明していただけるとありがたいです。

○大久保水環境課長 こちらの条例は、東京都のいわゆる環境確保条例と呼んでいるものでございます。

これまでは地下水として使われていたということですが、条例で定める揚水施設の構造基準や揚水量の制限に関しては適用除外という形にはなるのですが、それ以外にも揚水量の測定とか報告等に関しては、引き続きこの条例に基づいて対応していただく必要がありますので、そういった観点での御意見と受け止めております。

○益子部会長 分かりました。

ということは、基本的に何か特別なことをしてくださいということではなくて、これまでどおり、それから今回、都の条例に従った対応をしてくれということで、特にほかに何かしなければいけないわけではないということですね。

○大久保水環境課長 そうですね。基本的には、条例で定めるとおりに対応してくれということで受け止めております。

○益子部会長 分かりました。

○布山委員 ちょっといいですか。

○益子部会長 どうぞ。

○布山委員 同じ項目で、杉並区が「涵養等の点から温泉水の揚水量について配慮」と言っているのですが、これはどういうことなのですか。

○大久保水環境課長 特別にこの温泉がということではなくて、一般的にくみ過ぎないように、配慮をお願いしたいということと認識しております。

○布山委員 温泉の揚水量については、都で制限しているのではないですか。この場所の場合は日量150トンとなっていると思いますが、杉並区としてはそれよりもくみ上げないでほしいという意味での配慮ということなのですか。

○大久保水環境課長 基本的には制度の範囲内で、それをさらに厳しくしてほしいといった趣旨ではないと理解しております。

○布山委員 分かりました。

○益子部会長 この2つについては、特に事業者がアクションを起こす必要はないということとありますが、これも今まで公衆浴場として使っていた井戸をそのまま継続して利用することのようですので、若干揚水量は増やしたいということだと思います。

これは、要はお客さんが増えてほしいということの裏返しだと思いますが、いかがでしょうか。特に問題はないように思います。

○布山委員 モニタリングに関することを納得していただいたようなので、ぎりぎり温泉になっているので、そのところだけは何とかやってほしいと願っています。

○益子部会長 これは共通のお願いという形で、今後、例えばメタけい酸やモニタリングの内容とかについては、基本的に都として一つのモデルを構築して、提示したらどうかと思います。

今回はそれがないので、一応、指導内容として入れておいたほうがよいかと思いますが、後はそのような形で、これがあるのだよと示すのも一つの手かだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

石田委員にお聞きしたかったのですが、コインランドリーの使用水量に制限があるというのは。

○石田委員 本来、コインランドリーは水量メーターをつけるのです。

ただ、ついていない場合で後からつけると、すごくお金がかかるので、洗濯機を1日何台使うかで測って固定ということになります。

○益子部会長 それを超えると、どうなのでしょう。

○石田委員 超えるか、超えないかは、実際に風呂屋としては調べていますが、水道局の人が調べているわけではないです。

実際に、今、周りにセルフのランドリーがいっぱいできているので、風呂屋のランドリーは、乾燥機は使われますが、全体的には逆に使われなくなっています。

○益子部会長 分かりました。

○石田委員 セルフのランドリーは、洗濯機のタイマーがみんな個人の携帯に入ってくるので、若い人たちはそちらを使ってしまう。だから、洗濯機は使わないけれども、乾燥機は使いに来てくれます。

逆に今まで5回使っていましたといっても、実際には3回しか使われていないのが現状です。

○益子部会長 実情としては、幾つというのも共通ですか。

○石田委員 共通ではないです。場所によって違います。

ですから、今言ったように、1日何回程度です。

○益子部会長 分かりました。

それでも、それを使うことを今までもやっていたわけなので、温泉となった今回についても、コインランドリーでの使用は継続すると。

○石田委員 配管を全部切り替えると、それだけお金がかかってしまうので。

○益子部会長 厳しいですね。分かりました。

基本的には洗濯水に使っても全然問題ない内容だと思いますので、了解いたしました。

先ほどの板寺委員のモニタリングの話も含めて、いかがでしょうか。

特に問題ないと思いますので、許可相当ということで審議会に諮りたいと思います。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○益子部会長 どうもありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

ただ、附帯意見は、先ほど言ったように、メタけい酸も含めてのモニタリングはしていただくことを附帯事項として入れていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

諮問第494号、中野区中野の温泉動力の装置について審議を行います。

事務局より申請の概要を説明していただきます。

よろしくお願いします。

○大久保水環境課長 では、まず、概要について御説明させていただきます。

資料4-1を御覧ください。

申請者は、有限会社渡辺商会。

目的は、公衆浴場の浴用に供給すること。

申請地は、中野区中野地内。

地目は、宅地でございます。

なお、申請地は、既存の公衆浴場敷地内となっております。

こちらも、先ほどの案件と同様に、公衆浴場として稼働中の施設でして、昨年度に水質分析をして温泉であることが判明したため、温泉動力の装置を申請するものでございます。

「温泉の現況」としましては、深さ100メートル。

静水位が、GLマイナス11.15メートル。

動水位は、連続揚湯試験実施時にGLマイナス12.27メートルでございます。

泉温は、16度。

泉質名はございません。メタけい酸の項により、温泉に適合しています。

「申請する動力」は、出力5.5キロワット。

吐出口断面積は、13.59平方センチメートル。

吐出量は、毎分260リットルです。

揚湯量は、日量90.86立方メートルとなっております。

続いて「申請地周辺の状況等」でございますが、土地は、申請者所有の土地。

周辺の概況としては、JR中央線中野駅から東に約600メートル。周辺は住宅が立地しております。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料4－1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

申請地半径1キロメートル圏内に既存源泉が1つございます。

水道水源井戸等、特別に配慮を要する井戸はございません。

湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令は特にございません。

最後に、稼働時の可燃性天然ガス対策ですが、可燃性天然ガス濃度の測定を実施済みでして、基準値以下でございました。

本申請の概要についての説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

続きまして、事業者の方から資料4－2について御説明していただきます。

事業者の方を入室させてください。

(事業者入室)

○益子部会長 事業者の方に説明していただきますが、最初の事業者説明資料は、公開に係します。

その後に、補足資料がございますが、ここから非公開ということになりますので、その辺は分別していただいて御説明いただければと。

最初に、事業者説明資料の資料4－2になりますが、よろしくお願いいたします。

あと、簡単に自己紹介もしていただければありがたいと思います。

○事業者 それでは、中野5丁目で天神湯という公衆浴場を経営しております、Aでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業者 Bと申します。よろしくお願いします。

○事業者 私は、申請の業務と動力の設置工事等をやらせていただきます、Cと申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

どうぞお座りください。

御説明をお願いいたします。

○事業者 では、私、Cから説明させていただきます。

1枚目の「動力装置設置地点」です。

先ほどA様からも御説明がありましたように、中野5丁目でやっています。

中野駅から東に500メートルほど離れたところにある公衆浴場でございます。

半径1キロ以内に、寿湯さんということで、周辺源泉があるということでございます。

2ページ目の「2. 掘削中の周辺状況」なのですが、こちらは既に公衆浴場として稼働中で、もともと水井戸として利用されていた井戸です。

かつ、記録がないもので、戦前からここに銭湯が恐らくあったことが考えられるのですが、掘削中の状況としてはこのようになります。

井戸のスペックとしては、150A SGPの井戸です。

続いて「モニタリング計画」に移ります。

稼働後におけるモニタリングは、次のように実施する予定です。

1つ目の「揚湯量」は、量水器による計測、頻度は週に1回量水器を見にいき、記録するといったものを想定しています。

続いて「地下水位」です。

これはロープ式水位計を用いた計測です。水につかるとびびびっと音が鳴るような、あるいは光るような構造のものが市販であるので、井戸の中に水位測定管が入っていますので、これを週に1回行います。

「温度」です。

冷鉱泉ではあるのですが、デジタル温度計による計測を行おうと思っています。

基本的には配管出口にないので、ちょうどそのところに測りにいくことを想定しております。こちらでも週に1回を想定しています。

次のページに移ります。

温泉分析書になります。

こちらは、2023年4月24日に行った分析のものになります。

下記の「6. 判定」にありますように、メタけい酸の項により、温泉に適合すると。

メタけい酸によるものなので、療養泉には該当しないので、泉質名はございません。

「5. 可燃性天然ガス測定結果報告書」です。

こちらは、揚湯試験中、今年5月28日に行ったものです。

ヘッドスペース法による計測を行いまして、5の項目にありますように、基準値が5%LEL
の中、0%LEL、ガスが出ていないということになります。

資料の説明は以上になります。

○益子部会長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、事業者説明資料の補足資料に移ってください。

ここから非公開になりますので、よろしくお願いします。

○益子部会長

(非公開資料説明、質疑略)

○益子部会長

では、公開のほうに参ります。

許可基準の適合状況について、御説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、資料4-3を御覧ください。

許可基準の適合状況について御説明いたします。

まず、①についてです。

本件は、井戸深度100メートルでして、200メートル以下でございます。

このため、既存源泉との距離は200メートルを超えていることが必要となりますが、既存源泉からの距離は200メートルを超えており、基準を満たしております。

次に、②についてです。

本申請地の地域の吐出口断面積の基準が21平方センチメートル以下のところ、13.59平方センチメートル。

揚湯量の基準が日量150立方メートル以下のところ、日量90.86立方メートルとなっており、共に基準を満たしております。

続いて、③についてです。

まず、配慮を要する井戸について、周辺1キロメートル以内に水道水源井戸、または水道未給水地域における生活の用に供する井戸はございません。

配慮を要する湧水について、周辺1キロメートル以内に湧水はございません。

なお、当申請につきまして、中野区からは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に則った対応を望む」との意見があり、事業者も了解しているところでございます。

諮問第494号、中野区中野の温泉動力の装置に係る許可基準の適合状況についての説明は以上でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明も踏まえまして御意見、御質問等をお願いいたします。

特にないようでしたら。

○益子部会長 板寺委員、どうぞ。

○板寺委員 基準を下回ってしまった場合のことをさっきお尋ねになったかと思いますが、こちらもそれほど事例を知っているわけではないのですが、分析の依頼をお受けしてから2か月ぐらい、できる限り頻度を上げて分析をして、傾向をつかんで、なるべく高い数値が出るときを選んでというやり方をしたりもしています。

環境省の考え方は、常態として基準を満たさなくなった場合はということなので、それで辛うじてクリアできているという事例は、私が知っている中で2件ぐらいしかないので、具体的にどうという的確なコメントはなかなかできませんが、とにかく先ほどの案件もそうですが、ふだんからどういう変動をしているのかというのをちゃんと把握することが、いざそういう事態に陥ったときの対応を考える唯一のヒントになるのかなと思うので、所有者の方には、そういったことをきちんと把握して、温泉でなくなったら、そのときはそのときだという考え方もありますが、ぜひ長い目できちんとデータを取っていただければと思います。

○益子部会長 分かりました。

ありがとうございます。

温泉でなくなった場合の処置のことになりますが、今回の諮問第494号、中野区中野の温泉動力の設置について、特に異論ないように思いますので、許可相当として本審議会に諮ることを承認することで問題ないということではよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○益子部会長 では、そのようにさせていただきます。

また、附帯事項につきましては、先ほどと同じで、メタけい酸の定期的な測定といったものをつけていただく形にはなろうかと思しますので、よろしくお願いいたします。

少し時間が超過してきておりますので、続きまして、第495号、大島町元町の温泉掘削についての審議を行います。

事務局より申請の概要を説明してください。

○大久保水環境課長 まず、概要について、私から御説明させていただきます。

資料5－1を御覧ください。

申請者は、SanouFact株式会社。

目的は、新規温浴施設の浴用に供給すること。

申請地は、大島町元町地内。

地目は山林です。

工事内容は、掘削口径が199.9～151.0ミリメートル。

深さ300メートル。

施工方法はロータリー式掘削です。

温泉の利用計画ですが、新規宿泊施設への温泉供給です。

揚湯量は、日量328.9立方メートルを予定しております。

申請地周辺でございますが、土地は所有者の承諾を得ております。

周辺の概況としては、大島町元町港から北に約1.75キロメートルに位置しまして、西側海岸沿いの道路に隣接しています。

周辺は、主に山林と住宅がございます。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、資料5－1の2ページの図2を御覧ください。

本申請地点を星、既存源泉を四角、半径1キロメートルの範囲を赤の円で示しております。

既存源泉が7か所ございますが、現在稼働中の源泉は2か所となります。

稼働中の既存源泉のうち一番近いところで、申請地から約300メートルの地点となります。

水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。

湧水もございません。

本申請の許可に影響する他法令も特にございません。

最後に、掘削時の可燃性天然ガス対策ですが、敷地境界から8メートル以上の離隔距離を確保いたします。

本申請の概要について、説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○益子部会長 続きまして、事業者の方から資料５－２について御説明していただきます。
事業者の方の入室をお願いいたします。

(事業者入室)

○益子部会長 そういたしましたら、これから御説明いただくのは、お手元にも資料があるかもしれませんが、資料５－２とした事業者説明資料です。これが公開の資料になります。

それと別途、補足資料を準備していただいておりますが、これの説明もお願いしたいということです。

補足資料につきましては非公開取扱いということになりますので、続けての形になりますが、まずは公開の関係の資料５－２の御説明をお願いいたします。

あと、簡単に自己紹介といえますか、お名前だけでもお教えてください。

○事業者 初めまして。SanouFactのAと申します。よろしくお願いいたします。

○事業者 今回、本計画における建築設計及びデザインのコンサルティング、ブランディングを担当しております、Bと申します。

○事業者 私は、今回掘削工事を担当させていただく、Cと申します。よろしくお願いいたします。

○益子部会長 資料５－２からお願いいたします。

○事業者 建築家のBから御説明させていただきたいと思います。

まず、ディスプレイにあるとおりなのですが「掘削地点」。

赤丸を申請地点としております。これは、宿泊施設における浴用に供するためでございます。

次のページに行ってください「施工計画」ですが、「可燃性天然ガス対策」としては、以下の図のとおりと考えております。

これは省略してしまってもよろしいでしょうか。

後ほど質疑等がございましたら、お答えする形を取らせていただきます。

次のページに行きまして「環境対策等」ですが、一応読み上げます。

「廃棄物の処理」は、排泥水、掘くず、汚水（泥土）については、現地にて造粒固化材等を使用し脱水処理を行い、現地敷きならしを行う想定でおります。

また「騒音振動等公害対策と近隣への対応」ですが、低公害型機器を使用すること。

また、日曜、祝日は休工日とします。

また、事前に周辺住民への工事内容を説明し、理解を得ます。

伊豆大島ですので、周りの関係は良好の中行う工事と思っていただければいいかと思えます。

次に「関係法令・関係機関との協議」は、特になしとさせていただいております。

次に「その他施工に関する対応について」は、許認可を必要とするものはないと認識しております。

また「揚湯試験」ですが、予備揚湯試験、段階揚湯試験、連続揚湯試験、回復試験を実施します。

事前に周辺温泉の泉質を確認します。

掘削完了後、井戸仕上げ段階で孔内水の水質分析を行い、水濁法の水質以下であること確認します。

排水は既存施設の排水路を使用することとします。

次のページに行きます。

「近隣への事前説明結果」です。

以下の近隣住民（掘削地点より半径60メートル以内の方）に説明に行いました。

訪問し、不在の方には添付書面をポスティングし、不明点があった場合は問合せ先に御連絡いただき、それに対し電話で説明いたしました。

該当者及び報告状況は以下のとおりです。

基本的に、御覧のとおり、質疑応答はなしという形です。

ただ、繰り返しますが、伊豆大島でして、ほとんどが顔見知りという関係性であることは重ねて御説明いたします。

次に、ポスティング資料は以下のとおりでございます。

簡単に読み上げます。

「可燃性天然ガスの噴出防止対策等について」。

SanouFact株式会社はグランピング施設。こちらは先ほどの宿泊施設と同義と思っていただきたいと思います。

グランピング施設で温泉を使用するために、温泉掘削許可申請を行う予定である。

それに伴い、可燃性天然ガスの噴出防止に努めてまいります。

以下、掘削工事詳細となります。

地点は御覧のとおりです。

工事の搬入経路は、サンセットパームラインより搬入予定。

やぐらは、鋼製四足やぐらを使います。

という旨のポスティングをいたしました。

以上が公開資料、資料 5－2 です。

○益子部会長 ありがとうございます。

では、引き続きまして、補足資料の御説明をお願いいたします。

(非公開資料説明、質疑略)

○益子部会長

では、公開部分になりますが、許可基準の適合状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、許可基準の適合状況の説明をさせていただきます。

資料 5－3 を御覧ください。

温泉法第 4 条に、温泉掘削許可の基準としまして「温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼさないこと」、「公益を害するおそれがないこと」、また「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」等が規定されてございます。

東京都では、前の 2 項目につきましては、1 ページにある本表の①～③について、適合状況を審査しております。

また、可燃性天然ガスによる災害防止に関しては、2 ページにございます温泉法施行規則に規定された内容について、適合状況を審査しています。

まず、1 ページの①、既存源泉との距離制限。

②、1 日の揚湯量については、基準上、島嶼地域に関しては指定地域外となっておりまして、

次に、③についてです。

配慮を要する井戸については、周辺 1 キロメートル以内に水道水源井戸、または水道未給水地域における生活用に供する井戸はございません。

また、配慮を要する湧水についても、掘削地点から周辺 1 キロメートル以内にはございません。

なお、当申請につきまして、大島町からは、地下水保全等に関する意見は特になしでございます。

んでした。

2 ページに移ります。

「可燃性天然ガスによる災害防止に関する基準に適合していること」に関しては、ア～オの敷地境界からの距離の確保やガス噴出防止装置の設置などを行うことで、温泉法上の基準を満足していることを確認しております。

加えまして、キの災害防止規定の内容については、大島町消防本部の確認を得ております。

諮問第495号、大島町元町の温泉掘削に係る許可基準の適合状況の説明については、以上でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、ただいまの御説明につきましても御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

なければ、採決といいましょうか、判断を下したいと思いますが、諮問第495号、大島町元町の温泉掘削について、許可相当として審議会に諮ることを承認することで問題ないでしょうか。

(首肯する委員あり)

○益子部会長 そのような形で諮問させていただきます。

ありがとうございます。

あと、許可相当ではありますが、先ほどの周辺源泉のモニタリング。それから、休止源泉をどうするかというのはありますが、休止源泉を彼らに調べさせることは無理ですね。

○安川委員 気の毒ですね。

○益子部会長 休止源泉については、少し都のほうで御判断していただけるかな。

あと、休止源泉の状況も、できる範囲で情報収集していただいて、どうなのかなという気もするので。

いずれにしても、モニタリングの附帯意見はございますが、基本的には許可相当ということにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事につきましては全て終了いたしました。

全体を通して事務局に対して何か御質問、御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

私から1点。

要するに、分析の有効期間ではないけれども、そういったところとか、メタけい酸をどうするかとか、いろいろとありましたので、そこは一度きちんとまとめて、今度の温泉部会か、審議会の前でもいいのかなと思うけれども、何か報告というか、議論しましょう。

○安川委員 一ついいですか。

○益子部会長 はい。

○安川委員 それに関連してなのですが、島の部分は、くみ上げ過ぎてしまうと、淡水盆という普通淡水をくみ上げるところに海水が浸入してきてしまったりするので、深くても、くみ上げ過ぎると、周りから海水が入ってくることもあるかもしれないので、その辺はちょっと考えたほうがよいと思います。

どういうことが起きるかというのを考えて、場合によっては、島に関しても、許可基準というか、規制というか、考える必要があるかもしれないので、その辺も今度議論する機会があれば、議論したほうがよいと思います。

○益子部会長 データがあったほうがよいと思いますので、何か集められる資料はあったほうがよいですね。

○安川委員 例えば大島等において、どのぐらいの井戸を皆さんどのぐらい使っているのか。温泉だけではなくて、水道でくみ上げている方の井戸と両方のくみ上げ量が分かるようなデータがあれば、今のところ大丈夫だけれども、将来的に危ないとか、その辺も話ができるのではないかと思います。

○益子部会長 よろしく願いいたします。

○大久保水環境課長 ありがとうございます。

○益子部会長 それでは、本日審議いたしました4件については、答申案として、次回、第157回本審議会に報告いたします。

以上をもちまして、第4回「温泉部会」を閉会いたします。